

平成19年度 第1回四国地方整備局事業評価監視委員会の開催結果（速報）

1. 日 時：平成19年10月12日（金） 13：30～16：30

2. 会 場：高松サンポート合同庁舎 低層棟2階アイホール

3. 出席者

委員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、鈴木委員、那須委員、松根委員、村上委員（委員長は今回選定）

四国地整：次長、次長兼総務部長、企画部長、港湾空港部長、用地部長、河川調査官、道路調査官 他

4. 議事内容

・再評価審議

- 1) 一般国道11号 川之江三島バイパス
- 2) 一般国道11号 新居浜バイパス
- 3) 一般国道32号 綾南・綾歌・満濃バイパス
- 4) 一般国道55号 阿南道路
- 5) 一般国道56号 土佐市バイパス
- 6) 今治港富田地区多目的国際ターミナル整備事業

・事後評価審議

- 1) 那賀川水系 桑野川河川災害復旧等関連緊急事業

5. 審議結果

・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 一般国道11号 川之江三島バイパス
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 2) 一般国道11号 新居浜バイパス
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 3) 一般国道32号 綾南・綾歌・満濃バイパス
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 4) 一般国道55号 阿南道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 5) 一般国道56号 土佐市バイパス
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 6) 今治港富田地区多目的国際ターミナル整備事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 那賀川水系 桑野川河川災害復旧等関連緊急事業
「事業の効果は発揮されており、今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。